

## 秋田県告示第167号

秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）第4条第2項の規定により、秋田県環境影響評価技術指針（平成12年秋田県告示第788号）の一部を次のように改定する。

令和4年3月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

第5を次のように改める。

### 第5 環境影響評価の項目の選定

- 1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、別表第1備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。
- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
  - (1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「工事の実施」という。）
  - (2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）
- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
  - (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）
    - イ 大気環境
      - (イ) 大気質
      - (ロ) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）
      - (ハ) 振動
    - (ニ) 悪臭
    - (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
  - ロ 水環境
    - (イ) 水質（地下水の水質を除く。）
    - (ロ) 水底の底質
    - (ハ) 地下水の水質及び水位
    - (ニ) (イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
  - ハ 土壌に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。）
    - (イ) 地形及び地質
    - (ロ) 地盤
    - (ハ) 土壌
    - (ニ) その他の環境要素
- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）
  - イ 動物
  - ロ 植物
  - ハ 生態系
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）
  - イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（別表第1において同じ。）

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 事業者は、第1項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

(1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第1項の規定により選定した項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。

7 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

別表第1を次のように改める。

（別紙参照）

別表第2を次のように改める。

（別紙参照）

#### 附 則

1 この技術指針は、令和4年4月1日から施行する。

2 改定後の秋田県環境影響評価技術指針第5の規定は、この技術指針の施行の日以後に秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）第7条に規定する公告を行う事業について適用する。

別表第1 参考項目

1-1 道路事業（農道事業及び林道事業を除く。以下同じ。）に係る参考項目

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用					
				建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬	切土工等又は既存の工物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（嵩上式）の存在	自動車の走行	休憩所の供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物										○	
			浮遊粒子状物質										○	
			粉じん等		○									
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○								○	
	振動	振動	○	○								○		
	水環境	水質	水の汚れ											○
			水の濁り					○						○
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						○			○			
		その他の環境要素	日照阻害									○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地						○			○		
	植物		重要な種及び群落						○			○		
	生態系		地域を特徴づける生態系						○			○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場								○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物				○							

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業の内容を踏まえて区分したものである。
  - 道路の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。
  - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
  - 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
  - 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
  - 必要に応じて、既存の工作物を除去する。
  - 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を自動車が走行すること。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- この表において「休憩所」とは、自動車専用道路及び一般国道等に設置される休憩所（公衆便所を含む。）をいう。
- 3から11は以下の表について同じ。

1-2 農道事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				両 資材及び機械の運搬に用いる車 の運行	建設機械の稼動	造成工事及び施設の設置等	農道の存在	自動車の走行
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等		○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			
		振動	振動	○	○			
	水環境	水質	水の濁り			○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○	
	植物		重要な種及び群落			○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○		
備考								
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農道事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 農道の構造が、地表式、掘割式又は高<sup>かさあげ</sup>上式であること。</p> <p>(2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(3) 農道の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。</p> <p>(4) 工事の完了後、当該事業の目的である農道の構造物が存在し、かつ、当該農道上を自動車が走行すること。</p>								

1-3 林道事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				両の運行 資材及び機械の運搬に用いる車	建設機械の稼動	造成工事及び施設の設置等	林道の存在	自動車の走行
環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○			
			騒音及び超低周波音	騒音	○	○		
		振動	振動	○	○			
	水環境	水質	水の濁り			○		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○	
	植物		重要な種及び群落			○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○		
備考								
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する林道事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 林道の構造が、地表式、掘割式又は嵩<sup>かさあげ</sup>上式であること。</p> <p>(2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(3) 林道の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。</p> <p>(4) 工事の完了後、当該事業の目的である林道の構造物が存在し、かつ、当該林道上を自動車が走行すること。</p>								

2-1 ダム事業に係る参考項目

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用								
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	ダムの堤体の工事	原石の採取の工事	施工設備及び工事用道路の設置の工事	建設発生土の処理の工事	道路の付替の工事	ダムの堤体の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在	建設発生土の処理場の跡地の存在	ダムの供用及び貯水池の存在		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等		○													
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○													
		振動	振動	○	○													
	水環境	水質	水の濁り					○									○	
			水温															○
			富栄養化															○
			溶存酸素量															○
			水素イオン濃度				○											
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質											○				
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地					○								○		
植物		重要な種及び群落					○								○			
生態系		地域を特徴づける生態系					○								○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観														○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○									○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物					○											

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するダム事業の内容を踏まえて区分したものである。
  - 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行うこと。
  - ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行うこと。
  - 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行うこと。
  - ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行うこと。
  - 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。
  - ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
  - 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。

2-2 せき事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼働	両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車	堰の工事	護岸の工事	掘削の工事	堰及び護岸の存在
環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○					
			騒音及び超低周波音	騒音	○	○				
			振動	振動	○	○				
	水環境	水質	水の濁り			○			○	
			富栄養化						○	
			溶存酸素量						○	
		底質	水底の泥土						○	
	土壌に係る環境その他の環境	地下水の水質及び水位	地下水の水位						○	
			地形及び地質	重要な地形及び地質						○
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○		○	
植物			重要な種及び群落			○		○		
生態系			地域を特徴づける生態系			○		○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○		○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○				

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するせき事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「掘削の工事」を行うこと。
- (4) 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在すること。
- (5) 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供すること。

2-3 湖沼水位調節施設事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼働	両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車	堤防の工事	水門の工事	しゅんせつの工事	堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在
環境要素の区分										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等		○					
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○					
		振動	振動	○	○					
	水環境	水質	水の濁り				○			○
			富栄養化							○
			溶存酸素量							○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	地下水の水質及び水位	地下水の水位						○
重要な地形及び地質									○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地				○		○	
	植物		重要な種及び群落				○		○	
	生態系		地域を特徴づける生態系				○		○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物				○			
備考										
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する湖沼水位調節施設事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。</p> <p>(2) 土砂等の掘削を行い水門を設置する「水門の工事」を行うこと。</p> <p>(3) 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「しゅんせつの工事」を行うこと。</p> <p>(4) 堤防、水門等の施設及び施設の操作により露出することとなる水底が存在すること。</p> <p>(5) 水門を操作し流水の貯留又は取水の用に供すること。</p>										

2-4 放水路事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	洪水を分流させる施設の工事	掘削の工事	堤防の工事
環境要素の区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等		○				
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○				
		振動	振動	○	○				
	水環境	水質	水の濁り				○		○
		地下水の水質及び水位	地下水の塩素イオン濃度						○
			地下水の水位						○
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質地盤	重要な地形及び地質						○	
		地下水の水位の低下による地盤沈下						○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地				○	○	
	植物		重要な種及び群落				○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系				○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○			
備考									
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する放水路事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。</p> <p>(2) 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。</p> <p>(3) 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。</p> <p>(4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。</p> <p>(5) 当該放水路を洪水調節の用に供すること。</p>									

3-1 鉄道事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	の運行 資材及び機械の運搬に用いる車両	切土工等又は既存の工作物の除去	式) 鉄道施設の存在(地表式又は掘割	鉄道施設の存在(嵩上式) (嵩上式)	列車の走行(地上式)	列車の走行(地下式)	
環境要素の区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等		○						
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○				○		
		振動	振動	○	○					○	
	水環境	水質	水の濁り			○					
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○			
		その他の環境要素	日照阻害						○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○		○				
	植物	重要な種及び群落			○		○				
	生態系	地域を特徴づける生態系			○		○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						
備考											
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。											
2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する鉄道建設等事業の内容を踏まえて区分したものである。											
(1) 鉄道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。											
(2) 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。											
(3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。											
(4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。											
(5) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。											

3-2 軌道事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	の運行 資材及び機械の運搬に用いる車両	切土工等又は既存の工作物の除去	式) 軌道施設の存在(地表式又は掘割	軌道施設の存在(嵩上式) (嵩上式)	車両の走行(地上式)	車両の走行(地下式)	
環境要素の区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等		○						
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○				○		
		振動	振動	○	○					○	
	水環境	水質	水の濁り			○					
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○			
		その他の環境要素	日照阻害						○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○		○				
	植物	重要な種及び群落			○		○				
	生態系	地域を特徴づける生態系			○		○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						
備考											
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する軌道建設等事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 軌道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。</p> <p>(2) 軌道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。</p> <p>(3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。</p> <p>(5) 工事の完了後、当該事業の目的である軌道施設が存在し、かつ、当該軌道上を車両が走行すること。</p>											

4 飛行場事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車の運行	造成工事及び施設の設置等	飛行場及びその施設の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用
環境要素の区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○				○	
			粉じん等	○		○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○	
	水環境	水質	水の汚れ	○	○				
			水の濁り			○			
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○		
	植物		重要な種及び群落			○	○		
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○			
備考									
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行うこと。</p> <p>(2) 車両により、資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(3) 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供されること。</p>									

5-1 水力発電所事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成工事及び施設の設置等	地形変化後の土地及び施設の存在	発電施設の供用及び貯水池の存在	河水の取水
環境要素の区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		○				
			粉じん等		○				
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○				
	水環境	水質	振動	振動	○	○			
			水の汚れ			○		○	
			水温					○	
			富栄養化					○	
			溶存酸素量					○	
			水素イオン濃度			○			
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○		○		
	植物	重要な種及び群落			○		○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○		○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○				

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する水力発電所事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - 工事の実施に関する内容
    - イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。
    - ロ 建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、純揚水式発電所の場合は上部・下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行うこと。
    - ハ 造成工事及び施設の設置等として、作業坑、土捨て場、工事用道路の関連工事を行うこと。
  - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - イ 地形変化後の土地及び施設の存在として、地形変化等を実施し建設された水路（取水口、導水路、水圧管路、水槽、放水路、放水口）、発電所、開閉所、管理用道路を有すること。
    - ロ 発電施設の供用及び貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有すること。
    - ハ 河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有すること。

5-2 火力発電所事業（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）に係る参考項目

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用					
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬	設置等	造成工事及び施設の存在	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生
								排ガス	排水	温排水	機械等の稼働		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物					○					
			窒素酸化物		○			○				○	
			浮遊粒子状物質					○					
			石炭粉じん					○				○	
		粉じん等		○								○	
			騒音及び超低周波音	騒音	○	○					○	○	
			振動	振動	○	○					○	○	
	水環境	水質	水の汚れ							○			
			水の濁り	○		○							
			水温								○		
				富栄養化						○			
		底質	有害物質	○									
	その他	流向及び流速					○			○			
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○						
		重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○							
		海域に生息する動物			○	○				○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）			○	○							
		海域に生育する植物			○	○				○			
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○							
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○							
		人と自然との触れ合いの活動の場		○		○					○		
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○								
		廃棄物										○	
	温室効果ガス等	二酸化炭素						○					

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する火力発電所事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - 工事の実施に関する内容
    - イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。
    - ロ 建設機械の稼働として、しゅんせつ工事、港湾工事、建築物、工作物の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
    - ハ 造成工事及び施設の設置等として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。
  - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - イ 地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有すること。
    - ロ 燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。
    - ハ 排水は、排水処理装置で処理した後公共用水域に排水すること。
    - ニ 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがあること。
    - ホ 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転があること。
    - ヘ 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の購入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出があること。
    - ト 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

5-3 地熱発電所事業に係る参考項目

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成工事及び施設の設置等	地形変化後の土地及び施設の存在	施設の稼働			廃棄物の発生
								地熱流体の採取及び熱水の還元	排ガス	排水	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫化水素						○		
			窒素酸化物		○						
			粉じん等		○						
	水環境	騒音及び超低周波音	騒音	○	○						
			振動	○	○						
			水質								○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	水の汚れ			○					
水の濁り											
温泉							○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	植物	重要な地形及び地質				○				
			地盤					○			
			重要な種及び注目すべき生息地			○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	景観	地域を特徴づける生態系			○	○				
			主要な種及び注目すべき生息地			○	○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○				
			建設工事に伴う副産物			○					
備考	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物							○	

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する地熱発電所事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

イ 建設機械を用いて、地熱発電所の設置又は変更に係る工事を行うこと。

ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。

ハ 造成工事及び施設の設置等として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行うこと。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

イ 地形変化後の土地及び施設の存在として、地形変化等を実施し建設された地熱発電所を有すること。

ロ 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元すること。

ハ 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出すること。

ニ 排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出すること。

ホ 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

5-4 風力発電所事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成工事及び施設の設置等	地形改変後の土地及び施設の存在	施設の稼働
環境要素の区分				騒音及び超低周波音	騒音			○
				振動	超低周波音			○
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	水環境	水質	水の濁り	○		○		
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○		
		その他の環境要素	風車の影				○	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○	
	植物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）			○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○			
備考								
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する風力発電所事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 工事の実施に関する内容</p> <p>イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。</p> <p>ロ 建設機械の稼働として、建築物、工作物の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。</p> <p>ハ 造成工事及び施設の設置等として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。</p> <p>(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容</p> <p>イ 地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有すること。</p> <p>ロ 施設の稼働として、風力発電所の運転を行うこと。</p>								

6-1 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場事業（以下「最終処分場事業」という。）に係る参考項目

環境要素の区分	影響要因の区分		工事の実施								土地又は工作物の存在及び供用												
			建設機械の稼働		建設機械及び作業船の稼働		資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		造成工事及び施設の設置等		最終処分場の存在		埋立・覆土用機械の稼働		浸出液処理施設の稼働		廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航		廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両		浸出液処理水の排出		
			陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	陸上埋立	水面埋立	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物	○																			
			窒素酸化物	○	○							○	○										
		粉じん等	○	○	○						○	○											
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○	○						○	○	○	○								
		振動	振動	○		○						○		○									
	悪臭	悪臭																				○	
	水環境	水質	水の汚れ							○	○												○
			水の濁り					○	○														○
			有害物質							○	○												○
		地下水の水質及び水位	地下水の有害物質							○													
地形及び地質	地下水の流れ						○	○															
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	○	○	○													
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地					○	○	○	○												
	植物		重要な種及び群落					○	○	○	○												
	生態系		地域を特徴づける生態系					○	○	○	○												
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○	○												
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○	○	○	○												
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物					○	○														
	温室効果ガス等		メタン																				○

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する最終処分場事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

イ 陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。

ロ 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行うこと。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

イ 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有すること。

ロ 埋立を行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含むこと。

ハ 陸上埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行うこと。

ニ 水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行うこと。

6-2 ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業（以下「焼却施設事業」という。）に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成工事及び施設の設置等	の存在	地形改変後の土地及び施設の稼働	廃棄物の搬出入	廃棄物の発生	
環境要素の区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫酸化合物					○			
			窒素化合物					○	○		
			浮遊粒子状物質					○			
			粉じん等		○					○	
			有害物質						○		
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○	○		
		振動	振動	○	○			○	○		
		悪臭	悪臭					○			
	水環境	水質	水の汚れ					○			
			水の濁り			○		○			
有害物質							○				
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○					
	土壌	土壌汚染					○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○				
	植物		重要な種及び群落			○	○				
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○				
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○					
			廃棄物							○	
		温室効果ガス等	二酸化炭素					○			

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する焼却施設事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - 建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
  - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
  - 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。
  - 地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された焼却施設を有すること。
  - 工事完了後、敷地内において焼却施設が稼働すること。
  - 焼却施設の稼働により、廃棄物の搬出入が行われること。

6-3 し尿処理施設事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	造成工事及び施設の設置等	存在	地形改変後の土地及び施設の	施設の稼働	し尿の搬入	廃棄物の発生
環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物						○		
				粉じん等		○					○	
			騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○	○		
			振動		○	○			○	○		
			悪臭	悪臭					○			
	水環境	水質	水の汚れ					○				
			水の濁り				○		○			
			富栄養化						○			
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○					
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○				
植物		重要な種及び群落			○	○						
生態系		地域を特徴づける生態系			○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○						
			廃棄物							○		

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するし尿処理施設事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - (1) 建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
  - (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
  - (3) 造成工事及び施設の設置等として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。
  - (4) 地形改変後の土地及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設されたし尿処理施設を有すること。
  - (5) 工事完了後、敷地内においてし尿処理施設が稼働すること。

7 公有水面の埋立及び干拓事業（以下「公有水面埋立等事業」という。）に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施				土地又は工作物の存在
				建設機械の稼働	両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車	堤防及び護岸の工事	埋立ての工事
環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○			
			騒音及び超低周波音	騒音	○	○		
			振動	振動	○	○		
	水環境	水質	水の汚れ					○
			水の濁り				○	
		その他	流向及び流速					○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				○	○
			海域に生息する動物				○	○
		植物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）				○	○
海域に生育する植物						○	○	
生態系	地域を特徴づける生態系				○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○		
備考								
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。								
2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立て又は干拓事業の内容を踏まえて区分したものである。								
(1) 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。								
(2) 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。								

8 土地区画整理事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼働	両の運行 資材及び機械の運搬に用いる車	造成工事及び工作物の建設	存在	地形改変後の土地及び工作物の
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		○			
			粉じん等		○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○
		振動	振動	○	○			○
	水環境	水質	水の濁り			○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○	
	植物		重要な種及び群落			○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○		
備考								
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土地区画整理事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。</p> <p>(2) 雨水等の排水を行うこと。</p> <p>(3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。</p>								

9 流通業務団地造成事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼働	両の運行 資材及び機械の運搬に用いる車	造成工事及び工作物の建設	存在	地形 改変後の土地及び工作物の
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		○			○
			粉じん等		○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○		○		○
		振動	振動	○		○		○
	水環境	水質	水の濁り			○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○		
	植物	重要な種及び群落			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
		建設工事に伴う副産物			○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	
備考								
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する流通業務団地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。</p> <p>(2) 雨水等の排水を行うこと。</p> <p>(3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(4) 工事の完了後、当該敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸売市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供されること。</p>								

10 住宅団地造成事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼働	両の運行 資材及び機械の運搬に用いる車	造成工事及び工作物の建設	存在	地形 改変後の土地及び工作物の
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		○			
			粉じん等		○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○		○		○
		振動	振動	○		○		○
	水環境	水質	水の濁り			○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○		
	植物	重要な種及び群落			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○			
備考								
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する住宅団地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。</p> <p>(2) 雨水等の排水を行うこと。</p> <p>(3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。</p>								

11 工場事業場用地造成事業に係る参考項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成工事及び工作物の建設	物の存在	地形変更後の土地及び工作物	工場等における事業活動
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物					○	
			窒素酸化物	○				○	○
			浮遊粒子状物質					○	○
			粉じん等	○					
			有害物質					○	
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○	○
		振動	振動	○	○			○	○
	悪臭	悪臭					○		
	水環境	水質	水の汚れ			○		○	
			水の濁り			○			
			水温					○	
			富栄養化					○	
			有害物質					○	
	その他	流向及び流速				○	○		
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
地盤		地下水の水位の低下による地盤沈下					○		
土壌		土壌汚染					○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○			
		海域に生息する動物			○	○	○		
	植物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）			○	○			
		海域に生育する植物			○	○	○		
生態系	地域を特徴づける生態系			○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○				
		廃棄物					○		
温室効果ガス等	二酸化炭素					○			
備考									
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。									
2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工業事業場用地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。									
(1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。									
(2) 雨水等の排水を行うこと。									
(3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。									
(4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場・研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供されること。									

12 農用地造成事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼動	両の運行 資材及び機械の運搬に用いる車	造成工事及び工作物の建設	存在	地形 改変後の土地及び工作物の
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○				
			粉じん等	○				
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			
	水環境	水質	水の汚れ					○
			水の濁り			○		○
		地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○	
	植物		重要な種及び群落			○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○		
			廃棄物					○
備考								
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農用地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を稼動し、造成工事を行うこと。</p> <p>(2) 雨水等の排水を行うこと。</p> <p>(3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(4) 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、農業の用に供されること。</p>								

13 レクリエーション施設事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車の運行	造成工事及び施設の設置等	在 地形 地形状態後の土地及び施設の存在	施設の供用	自動車の走行	
環境要素の区分										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○						
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○				○	
			振動	振動	○	○				○
	水環境	水質	水の汚れ						○	
			水の濁り			○				
			富栄養化							○
			有害物質							○
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○			
	植物		重要な種及び群落			○	○			
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○				
			廃棄物						○	
備考										
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するレクリエーション施設事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。</p> <p>(2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(3) 工事の完了後、敷地がゴルフ場、スキー場、その他のレクリエーション施設の立地の用に供されること。</p> <p>(4) 車両により、利用者等の通行及び廃棄物等の処理のための搬出があること。</p>										

14 土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	土石採取又は鉱物掘採プラントの建設	土石採取又は鉱物掘採	プラント及び採取機械等の稼働	土石又は鉱物の搬出入
環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物					○
				粉じん等		○			○
			騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○
		振動	振動	○	○			○	○
	水環境	水質	水の濁り			○		○	
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○		
	植物		重要な種及び群落			○	○		
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○			
			廃棄物				○	○	
備考									
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。									
2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土石採取及び鉱物掘採事業の内容を踏まえて区分したものである。									
(1) 建設機械を稼働し、土砂採取及び鉱物掘採の用に供する施設の建設工事を行うこと。									
(2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。									
(3) 工事の完了後、土石採取又は鉱物掘採の用に供する施設が稼働すること。									
(4) 車両により、土石又は鉱物の搬出があること。									

15 残土処分場事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車の運行	造成工事及び施設の設置等	残土処分場の存在	残土の埋立て	残土の搬入
環境要素の区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物 粉じん等		○			○	
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○	○
		振動	振動	○	○			○	○
	水環境	水質	水の濁り			○		○	
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○		
	植物		重要な種及び群落			○	○		
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
備考									
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する残土処分場事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。</p> <p>(2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(3) 工事の完了後、残土処分場の存在並びに残土の埋立ての用に供すること。</p> <p>(4) 車両により、残土の搬入があること。</p>									

16 工場及び事業場事業（以下「工場等事業」という。）に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	造成工事及び工作物の建設	の存在	地形変化後の土地及び工作物	工場等における事業活動
環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物					○	
				窒素酸化物		○			○	○
				浮遊粒子状物質					○	○
				粉じん等		○				
				有害物質					○	
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○	○	
		振動	振動	○	○			○	○	
	水環境	水質	悪臭	悪臭					○	
			水の汚れ					○		
			水の濁り				○			
			水温						○	
			富栄養化						○	
			有害物質						○	
			その他	流向及び流速					○	○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		
地盤			地下水の水位の低下による地盤沈下					○		
土壌			土壌汚染					○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				○	○			
		海域に生息する動物				○	○	○		
	植物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）				○	○			
海域に生育する植物					○	○	○			
生態系	地域を特徴づける生態系				○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○			
		人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○				
		廃棄物						○		
	温室効果ガス等	二酸化炭素						○		
備考										
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工場等事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。</p> <p>(2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。</p> <p>(4) 工事完了後、敷地が工場、事業場及びそれらに隣接する緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等における事業活動の用に供されること。</p> <p>(5) 車両により、原材料や製品の搬出入があること。</p>										

17 畜産施設事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			
				建設機械の稼働	車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる	造成工事及び施設の設置等	地形改変後の土地及び施設の存在	施設の稼働	廃棄物等の搬出入
環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物 粉じん等		○				○
			騒音及び超低周波音	騒音	○	○				○
			振動	振動	○	○				○
			悪臭	悪臭					○	
	水環境	水質	水の汚れ						○	
			水の濁り			○				
			富栄養化						○	
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○		
		植物		重要な種及び群落			○	○		
生態系		地域を特徴づける生態系			○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○				
			廃棄物					○		

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する畜産施設事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - (1) 建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
  - (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
  - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。
  - (4) 工事完了後、敷地内において畜舎、家畜排せつ物処理施設その他の附帯施設が稼働すること。
  - (5) 車両により、飼料等の搬入や廃棄物等の搬出があること。

18 下水道終末処理場事業に係る参考項目

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			
				建設機械の稼働	車両の運行 資材及び機械の運搬に用いる	造成工事及び施設の設置等	地形 存在	地形 改変後の土地及び施設の存在	施設の稼働	廃棄物等の搬出入
環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物 粉じん等		○				○
			騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○	○
			振動	振動	○	○			○	○
			悪臭	悪臭					○	
	水環境	水質	水の汚れ						○	
			水の濁り			○				
			富栄養化 有害物質						○	
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○			
		植物	重要な種及び群落			○	○			
生態系		地域を特徴づける生態系			○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○					
		廃棄物						○		
備考										
<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する下水道終末処理場事業の内容を踏まえ区分したものである。</p> <p>(1) 建設機械を稼働し、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。</p> <p>(2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。</p> <p>(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。</p> <p>(4) 工事完了後、敷地内において水処理施設、汚泥処理施設及びその他の附属施設が稼働すること。</p> <p>(5) 車両により、資材の搬入や廃棄物等の搬出があること。</p>										

別表第2 参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	工事の実施	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>大気汚染に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 風の状況</p> <p>気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>建設機械の移動等による硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
	土地又は工作物の存在及び供用	<p>火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航（水面埋立）</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>大気汚染に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 風の状況</p> <p>気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象</p>

			<p>庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域          硫酸化物の拡散の特性を踏まえて硫酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点          硫酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等          春夏秋冬ごとに各1週間</p>	<p>きる地点</p> <p>4 予測対象時期等          施設の稼働等が定常状態となる時期及び硫酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
窒素酸化物	工事の実施	飛行場事業、火力発電所事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報          (1) 二酸化窒素の濃度の状況          (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法          文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析          (1) 二酸化窒素の濃度の状況          二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法          (2) 風の状況          気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域          窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点          窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等          窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法          事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域          調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点          窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等          建設機械の稼働等による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
		水力発電所事業及び地熱発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
		最終処分場事業に係る建設機械の稼働、建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
土地又は工作物の存在及び供用	飛行場事業に係る航空機の運航、飛行場の施設の供用	火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報          (1) 二酸化窒素の濃度の状況          (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法          文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解</p>	<p>1 予測の基本的な手法          大気拡散式(プルーム式及びパフ式)に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域          調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る</p>
		最終処分場事業に係る埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航		

	工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動	<p>析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 春夏秋冬ごとに各1週間</p>	<p>環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
	道路事業に係る自動車の走行	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法
	火力発電所事業に係る資材等の搬出入	(1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	大気拡散式（プルーム式及びパフ式）に基づく理論計算
	最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入	(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法	3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点
	し尿処理施設事業に係るし尿の搬入	(2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期
	流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	
	工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る製品等の搬出入	4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
	土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石又は鉱物の搬出入	5 調査期間等 春夏秋冬ごとに各1週間	
	残土処分場事業に係る残土の搬入		
	畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る廃棄物等の搬出入		
硫化水素	土地又は地熱発電所事業に係る施設の	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法



			な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
			5 調査期間等 春夏秋冬ごとに各1週間	
	道路事業に係る自動車の走行 工場事業場用地造成事業及び 工場等事業に係る製品等の搬 出入		1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 春夏秋冬ごとに各1週間	1 予測の基本的な手法 大気拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期
石炭粉じん	土地又は 工作物の 存在及び 供用	火力発電所事業に係る地形改 変後の土地及び施設の存在、 施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 降下ばいじんの状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 降下ばいじんの状況 デポジットゲージ又はダストジャーによる測定の方法 (2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域	1 予測の基本的な手法 大気拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて予測地域における石炭粉じんに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最

			<p>石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
粉じん等	<p>工事の実施</p> <p>道路事業、農道事業、林道事業、ダム事業、堰<sup>せき</sup>事業、湖沼水位調節施設事業、放水路事業、鉄道事業、軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設事業、土石採取事業及び鉱物掘採事業、残土処分場事業、工場等事業、畜産施設事業及び下水道最終末処理場事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>飛行場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>最終処分場事業に係る建設機械の稼働、建設機械及び作業船の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 建設機械の稼働等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>	
土地又は工作物の存在及び供用	<p>最終処分場事業に係る埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係るプラント及び採取機械等の稼働</p> <p>残土処分場事業に係る残土の埋立て</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	

			<p>かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
	火力発電所事業に係る資材等の搬出入	1 調査すべき情報 気象の状況	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
	最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法		
	焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入	3 調査地域		
	し尿処理施設事業に係るし尿の搬入	4 調査地点		
有害物質 (大気質 に係るものに限る。)	土地又は 工作物の 存在及び 供用	<p>焼却施設事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(風の状況については、気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式(プルーム式及びパフ式)に基づく理論計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定することができる場合に限る。)</p>
騒音	工事の実	道路事業、農道事業、林道事	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法

<p>施業、ダム事業、<sup>せき</sup>堰事業、湖沼水位調節施設事業、放水路事業、鉄道事業、軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、風力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設事業、土石採取事業及び鉱物掘採事業、残土処分場事業、工場等事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る建設機械の稼働</p> <p>最終処分場事業に係る建設機械の稼働、建設機械及び作業船の稼働</p>	<p>(1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 建設機械等の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>道路事業、農道事業、林道事業、ダム事業、<sup>せき</sup>堰事業、湖沼水位調節施設事業、放水路事業、鉄道事業、軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、風力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設事業、土石採取事業及び鉱物掘採事業、残土処分場事業、工場等事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場事業に係る資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>火力発電所事業、風力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p>

最終処分場事業に係る埋立・覆土用機械の稼働、浸出液処理施設の稼働	文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動	3 調査地域	3 予測地点
土石採取事業及び鉱物掘採事業に係るプラント及び採取機械等の稼働	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
残土処分場事業に係る残土の埋立て	4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）
道路事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業及びレクリエーション施設事業に係る自動車の走行	1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算
火力発電所事業に係る資材等の搬出入	2 調査の基本的な手法	2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入	3 調査地域	3 予測地点
し尿処理施設事業に係るし尿の搬入	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入	4 調査地点	4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期
工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る製品等の搬出入	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石又は鉱物の搬出入	5 調査期間等	
残土処分場事業に係る残土の搬入	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る廃棄物等の搬出入		
鉄道事業に係る列車の走行（地上式）	1 調査すべき情報 騒音の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算
軌道事業に係る車両の走行（地上式）	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受け
	3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環	

			<p>境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>るおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
	飛行場事業に係る航空機の運航		<p>1 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（飛行場及びその施設の設置の事業にあつては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を、飛行場及びその施設の変更の事業にあつては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則（昭和49年運輸省令第6号）第1条第1項に規定する算定方式</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
超低周波音	土地又は工作物の存在及び供用	風力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 超低周波音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における超低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状</p>

			音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	態となる時期及び超低周波音に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）
振動	工事の実施	道路事業、農道事業、林道事業、ダム事業、堰事業、湖沼水位調節施設事業、放水路事業、鉄道事業、軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業、レクリエーション施設事業、土石採取事業及び鉱物掘採事業、残土処分場事業、工場等事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報 地盤の状況</li> <li>調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</li> </ol>
		最終処分場事業に係る建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</li> <li>調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</li> <li>予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>予測対象時期等 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</li> </ol>
	土地又は工作物の	火力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報 (1) 振動の状況</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法 振動の伝搬理論に基づ</li> </ol>

存在及び供用	水道終末処理場事業に係る施設の稼働 最終処分場事業に係る埋立・覆土用機械の稼働（陸上埋立）、浸出液処理施設の稼働（陸上埋立） 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動 土石採取事業及び鉱物掘採事業に係るプラント及び採取機械等の稼働 残土処分場事業に係る残土の埋立て	(2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	く予測式による計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）
道路事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業及びレクリエーション施設事業に係る自動車の走行 火力発電所事業に係る資材等の搬出入 最終処分場事業に係る廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入 し尿処理施設事業に係るし尿の搬入 流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る製品等の搬出入 土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石又は鉱物の搬出入 残土処分場事業に係る残土の搬入 畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る廃棄物等の搬出入	1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期	
鉄道事業に係る列車の走行 軌道事業に係る車両の走行	1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受	

			<p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
悪臭	<p>土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物の存在・分解</p> <p>焼却施設事業、し尿処理施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 悪臭の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 悪臭の状況 悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条及び第5条の規定により環境庁長官が定める方法 (2) 風の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式（プルーム式及びパフ式）による計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び悪臭に係る環境影響が最大となる時期</p>	
水の汚れ	<p>土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>道路事業に係る休憩所の供用</p> <p>飛行場事業に係る飛行場の施設の供用</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在、</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 (2) 流量の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは</p>	

	<p>河水の取水</p> <p>火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在、浸出液処理水の排出</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p> <p>レクリエーション施設事業に係る施設の供用</p>	<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定められた測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働等が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	<p>工事の実施</p> <p>道路事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置</p> <p>農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、地熱発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、残土処分場事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p> <p>せき せき 堰事業に係る堰の工事、護岸の工事、掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、しゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事</p> <p>鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>火力発電所事業及び風力発電</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 流量の状況</p> <p>(4) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>

	<p>所事業に係る建設機械の稼働、造成工事及び施設の設置等</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設</p>		
土地又は工作物の存在及び供用	<p>道路事業に係る休憩所の供用</p> <p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>せき 堰事業に係る せき 堰の供用及び たん 湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物の浸出液処理水の排出</p> <p>焼却施設事業及びし尿処理施設事業に係る施設の稼働</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採、プラント及び採取機械等の稼働</p> <p>残土処分場事業に係る残土の埋立て</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設の稼働等が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在</p> <p>火力発電所事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 水温</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>(3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p>

			<p>価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用等が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
富栄養化	土地又は工作物の存在及び供用	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>せき 堰事業に係る せき 堰の供用及び たん 湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る水門の供用</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在</p> <p>火力発電所事業、し尿処理施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動</p> <p>レクリエーション施設事業に係る施設の供用</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 富栄養化の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況 (4) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
溶存酸素量	土地又は工作物の存在及び供用	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>せき 堰事業に係る せき 堰の供用及び たん 湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る水門の供用</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 溶存酸素量の状況 (2) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 予測の基本的な手法 溶存酸素に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響</p>

			<p>3 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用等が定常状態となる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
水素イオン濃度	工事の実施	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事</p> <p>水力発電所事業に係る造成工事及び施設の設置等</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 水素イオン濃度の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水素イオン濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事等による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質 (水質に係るものに限る。)	土地又は 工作物の 存在及び 供用	<p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在、浸出液処理水の排出</p> <p>焼却施設事業及び下水道終末</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質の状況 (2) 流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p>

		<p>処理場事業に係る施設の稼働 工場事業場用地造成事業及び 工場等事業に係る工場等にお ける事業活動</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情 報（有害物質については、水質汚濁に係る 環境基準に定める人の健康の保護に関する 項目の測定の方法及びダイオキシン類によ る大気汚染、水質汚濁（水底の底質の 汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境 基準に定めるダイオキシン類の測定の方法 による情報）の収集並びに当該情報の整理 及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を 踏まえて有害物質に係る環境影響を受ける おそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を 踏まえて調査地域における有害物質に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必 要な情報を適切かつ効果的に把握できる地 点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を 踏まえて調査地域における有害物質に係る 環境影響を予測し、及び評価するために必 要な情報を適切かつ効果的に把握できる期 間及び時期</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、有害 物質の拡散の特性を踏ま えて有害物質に係る環境 影響を受けるおそれがあ ると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性 を踏まえて予測地域にお ける有害物質に係る環境 影響を的確に把握できる 地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状 態となる時期及び有害物 質に係る環境影響が最大 となる時期</p>
有害物質 （農薬に 限る。）	土地又は 工作物の 存在及び 供用	レクリエーション施設事業に 係る施設の供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 農薬の濃度の状況 (2) 流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情 報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び農薬の変化の特性を踏ま えて農薬の濃度に係る環境影響を受けるお それがあると認められる地域並びに当該地 域より上流地域で当該地域の農薬の濃度の 予測及び評価に必要な情報を把握できる地 域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び農薬の変化の特性を踏ま えて調査地域における農薬の濃度に係る環 境影響を予測し、及び評価するために必要 な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び農薬の変化の特性を踏ま えて調査地域における農薬の濃度に係る環 境影響を予測し、及び評価するために必要 な情報を適切かつ効果的に把握できる期間 及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 農薬に係る物質の収支 に関する計算又は事例の 引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、農薬 成分の拡散の特性を踏ま えて農薬の濃度に係る環 境影響を受けるおそれ があると認められる地域</p> <p>3 予測地点 農薬成分の拡散の特性 を踏まえて予測地域にお ける農薬の濃度に係る環 境影響を的確に把握でき る地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態 となる時期及び農薬に係 る環境影響が最大となる 時期</p>
水底の泥 土	土地又は 工作物の 存在及び 供用	せき 堰事業に係るせき 堰の供用及び たん 湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 水底の泥土及びその調査時の流量 (2) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p>	<p>1 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する 解析又は事例の引用若し くは解析</p>

			<p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて予測地域における水底の泥土に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
			<p>3 調査地域 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水底の泥土の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
有害物質 （底質に係るものに限る。）	工事の実施	火力発電所事業に係る建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>4 調査地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点</p> <p>5 調査期間等 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>
地下水の塩素イオン濃度	土地又は工作物の存在及び供用	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の塩素イオン濃度の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況 (4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオ</p>
			<p>1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
			<p>1 予測の基本的な手法 塩素イオン濃度に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれ</p>

			<p>ン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>があると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
地下水の 水位	土地又は 工作物の 存在及び 供用	<p>せき 堰事業に係る せき 堰の供用及び たん 湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る 水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存 在及び供用</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況 (2) 地質の状況 (3) 河川の水位の状況 (4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地下水の 流れ	工事の実 施	最終処分場事業に係る造成工 事及び施設の設置等	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の状況 (2) 地下水の利用状況 (3) 地形及び地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事による地下水の流れに係る環境影響が最大となる時期</p>

			地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
土地又は 工作物の 存在及び 供用	最終処分場事業に係る最終処分場の存在		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地下水の状況</li> <li>(2) 地下水の利用状況</li> <li>(3) 地形及び地質の状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>4 調査地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>3 予測地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期</li> </ol>
有害物質 (地下水 の水質に 係るもの に限る。)	土地又は 工作物の 存在及び 供用	最終処分場事業に係る最終処分場の存在	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 有害物質の濃度の状況</li> <li>(2) 地下水の水位の状況</li> <li>(3) 地質の状況</li> <li>(4) 地下水の利用の状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（有害物質については、水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 地質の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>4 調査地点 地質の特性及び有害物質の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>5 調査期間等 地質の特性及び有害物質の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 有害物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期</li> </ol>

			報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
温泉	土地又は工作物の存在及び供用	地熱発電所事業に係る施設の稼働	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 温泉の分布の状況</li> <li>(2) 温泉の主成分、温度及びゆー出量の状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 温泉の特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>4 調査地点 温泉の特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>5 調査期間等 温泉の特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、温泉の特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>3 予測地点 温泉の特性を踏まえて予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</li> </ol>
流向及び流速	土地又は工作物の存在及び供用	<p>火力発電所事業に係る地形変化後の土地及び施設の使用、施設の稼働</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る地形変化後の土地及び工作物の存在、工場等における事業活動</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 流況の状況</li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>5 調査期間等 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>3 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期並びに流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</li> </ol>
重要な地形及び地質	工事の実施	<p>道路事業に係る工事施工ヤードの設置、工所用道路等の設置</p> <p>最終処分場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地形及び地質の概況</li> <li>(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</li> <li>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる</li> </ol>

		<p>響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
土地又は工作物の存在及び供用	<p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>せき堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在</p> <p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p> <p>水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在</p> <p>火力発電所事業、地熱発電所事業、風力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地形及び地質の概況</p> <p>(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		採 残土処分場事業に係る残土処分場の存在		
地下水の水位の低下による地盤沈下	土地又は工作物の存在及び供用	放水路事業に係る放水路の存在及び供用 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況</li> <li>(2) 地下水の水位の状況</li> <li>(3) 地質の状況</li> <li>(4) 地下水の利用の状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる時期</li> </ol>
地盤変動	土地又は工作物の存在及び供用	地熱発電所事業に係る施設の稼働	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 地盤変動の状況</li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>4 調査地点 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</li> <li>5 調査期間等 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び地盤変動に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</li> </ol>
土壌汚染	土地又は工作物の存在及び供用	焼却施設事業に係る施設の稼働 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 土壌汚染の状況</li> <li>(2) 土地利用の履歴及び状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（有害物質等については、土壌の汚染に</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、土壌汚染の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を</li> </ol>

			<p>係る環境基準に定める項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 土壌の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 調査地域における土壌汚染の現状を的確に把握し、土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 調査地域における土壌汚染の現状を的確に把握し、土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 土壌汚染の特性を踏まえて予測地域における土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び土壌汚染に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限り。）</p>
日照障害	土地又は工作物の存在及び供用	<p>道路事業に係る道路（嵩上式）の存在</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設（嵩上式）の存在、軌道事業に係る軌道施設（嵩上式）の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法等 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事が完了する時期</p>
風車の影	土地又は工作物の存在及び供用	風力発電所事業に係る施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法等 等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

			5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切かつ効果的に把握できる時期	4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大となる時期
動物に係る重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)	工事の実施	道路事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置	1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況 (2) 主な水生動物に係る動物相の状況 (3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 (1) 陸生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の上流又は下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 工事による重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、風力発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、残土処分場事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等		
		ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事		
		堰事業に係る堰の工事、護岸の工事、掘削の工事		
		湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、しゅんせつの工事		
		放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事		
		鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去		
		公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事		
		土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設		
		土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設		
土地又は工作物の存在及び供用	道路事業に係る道路の存在、自動車の走行	1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況 (2) 主な水生動物に関する動物相の状況 (3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	1 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析	
	農道事業に係る農道の存在、自動車の走行			
	林道事業に係る林道の存在、自動車の走行			

		<p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在</p> <p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p> <p>水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水</p> <p>火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p> <p>風力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採</p> <p>残土処分場事業に係る残土処分場の存在、残土の埋立て</p>	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 陸生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 水生動物については、対象事業実施区域の上流又は下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>海域に生息する動物</p>	<p>工事の実施</p>	<p>火力発電所事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランク</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環</p>

	<p>防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p>	<p>トン、卵・稚<sup>ち</sup>仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在、工場等における事業活動</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>植物に係る重要な種及び群</p>	<p>工事の実施</p> <p>道路事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境</p>

<p>落（海域に生育するものを除く。）</p>	<p>等の設置</p> <p>農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、風力発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、残土処分場事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事、掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、しゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事</p> <p>鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設</p>	<p>(2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 陸生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の上流又は下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>土地又は工作物の存在及び供用</p>	<p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 陸生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実</p>	<p>1 予測の基本的な手法 重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

		<p>設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在</p> <p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p> <p>水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水</p> <p>火力発電所事業、地熱発電所事業、風力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採</p> <p>残土処分場事業に係る残土処分場の存在、残土の埋立て</p>	<p>施区域の上流又は下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>海域に生育する植物</p>	<p>工事の実施</p> <p>火力発電所事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p> <p>工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 潮間帯生物（植物）、海藻草類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干</p>	

		5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期
土地又は工作物の存在及び供用	火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働 公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在、工場等における事業活動	1 調査すべき情報 (1) 海生植物の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域を特徴づける生態系	工事の実施 道路事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置 農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、風力発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、残土処分場事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等 ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事 せき堰事業に係るせき堰の工事、護岸の工事、掘削の工事 湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、しゅんせつの工事 放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工	1 調査すべき情報 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

	事、堤防の工事 鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去 公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事 土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設 土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設		
土地又は工作物の存在及び供用	道路事業に係る道路の存在 農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在 ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在 堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在 湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在 飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在 水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水 火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在 風力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

	最終処分場事業に係る最終処分場の存在		
	公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在		
	土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在		
	土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採		
	残土処分場事業に係る残土処分場の存在、残土の埋立て		
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	土地又は工作物の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 主要な眺望点の状況</p> <p>(2) 景観資源の状況</p> <p>(3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>☞ 主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	道路事業に係る道路の存在		
	農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在		
	ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在		
	堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在		
	湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用		
	放水路事業に係る放水路の存在及び供用		
	鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在		
	飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在		
	水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在		
	火力発電所事業、地熱発電所事業、風力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在		
	最終処分場事業に係る最終処分場の存在		
	公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在		

		<p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採</p> <p>残土処分場事業に係る残土処分場の存在</p>	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>工事の実施</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事、掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防の工事、水門の工事、しゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事</p> <p>水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業及び風力発電所事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事による主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
土地又は工作物の存在及び供用	<p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>農道事業に係る農道の存在、林道事業に係る林道の存在</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在、水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏ま</p>

		<p>在及び供用</p> <p>鉄道事業に係る鉄道施設の存在、軌道事業に係る軌道施設の存在</p> <p>飛行場事業に係る飛行場及びその施設の存在</p> <p>水力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、発電施設の供用及び貯水池の存在、河水の取水</p> <p>火力発電所事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在、資材等の搬出入</p> <p>地熱発電所事業、風力発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る地形改変後の土地及び施設の存在</p> <p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在</p> <p>公有水面埋立等事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工場事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る地形改変後の土地及び工作物の存在</p> <p>土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採</p> <p>残土処分場事業に係る残土処分場の存在</p>	<p>5 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>えて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>工事の実施</p>	<p>道路事業、鉄道事業及び軌道事業に係る切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>農道事業、林道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、風力発電所事業、最終処分場事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、レクリエーション施設事業、畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る造成工事及び施設の設置等</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事、道路の付替の工事</p>	<p>1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 工事期間</p>

		<sup>せき</sup> 堰事業に係る <sup>せき</sup> 堰の工事、護岸の工事、掘削の工事 湖沼水位調節施設事業に係る水門の工事、しゅんせつの工事 放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事 公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事 土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、住宅団地造成事業、工事事業場用地造成事業、農用地造成事業及び工場等事業に係る造成工事及び工作物の建設 土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採プラントの建設	
廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業及びし尿処理施設事業に係る廃棄物の発生 流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動 農用地造成事業に係る農用地の使用 レクリエーション施設事業に係る施設の供用 土石採取事業及び鉱物掘採事業に係る土石採取又は鉱物掘採、プラント及び採取機械等の稼働 畜産施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働	1 予測の基本的な手法 施設の稼働等に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期
二酸化炭素	土地又は工作物の存在及び供用	火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働 工場事業場用地造成事業及び工場等事業に係る工場等における事業活動	1 予測の基本的な手法 施設の稼働等に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 施設の稼働等が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）
メタン	土地又は	最終処分場事業に係る廃棄物	1 予測の基本的な手法

	工作物の存在及び供用	の存在・分解		事例の引用又は解析 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期
<p>備考</p> <p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>4 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>5 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>9 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p> <p>10 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。</p> <p>11 この表において「休憩所」とは、自動車専用道路及び一般国道等に設置される休憩所（公衆便所を含む。）をいう。</p>				